

10月8日の第3回審尋に参加して

京都市在住の申立人、藤井悦子（西村敦子）です。さる10月8日、福井地裁で行われた第3回目の審尋の感想をご報告します。

前回、9月3日に行われた第2回の審尋では関電側のプレゼンが行われ、高浜・大飯原発の耐震性などについて「十分な余裕があり安全だ」という主張がなされていて、「まともな追加工事もないで何が安全なのか?」「裁判官の突っ込みも甘いのではないか?」と腹立たしい気持ちで聞いていました。

しかし今回の審尋では、こちら側の弁護団が専門家の皆さんとともに素晴らしいプレゼンをされ、私は胸のすくような気分になりました。最初に海渡弁護士が、福島原発事故によって亡くなった多くの人々について話され、原発再稼働と起こりうる事故に関して、司法は重大な責任を持つことを強調されました。そして専門家のみなさんが、基準地震動と安全裕度に関して、関電の主張する安全性というものがいかに不十分かをピンポイントで徹底して追及されました。専門的な内容も多かったけれど、「まったく安全とは言えない」ということは、素人の私にもはっきりと理解できる素晴らしいプレゼンでした。

短い期間でこのような準備をされた弁護団の皆

第3回審尋・異議審

10月8日(木)

高浜原発3、4号機の差し止め仮処分に対する異議申 第3回審尋に行ってきました。仮処分の判決を出してくださった樋口裁判長は名古屋に異動になり、後任はとても若いエリート風の裁判長。

2時から5時までみっちり債権者（原告）側の口頭説明があった。前半、後半、それぞれ3章に分け、専門家のみなさんがそれぞれの分野で安全基準についてかなり専門的な内容のプレゼンが行われた。なんどか意識が遠のく場面もあったけど、いかに関電の安全基準がずさんなものかということだけは理解できた。

前半の終わりに、裁判長の質問に「部品を交換すればすむような機械」と「人の命が関わる原発の構造」では当然、安全基準は「倍半分」なくてはいけない」と答えていた長沢先生の言葉でほん

申立人 藤井悦子(西村敦子)

さんと、熱のこもった素晴らしい解説をされた研究者の皆さん、そして事務方でこれらを準備してくださった皆さん、本当にありがとうございました。

裁判官のみなさんも真剣にメモを取り、頷きながら聞いておられるように見えました。わかりやすい説明に対して、その場では疑義などはなかったようでした。関電側も質問をしませんでしたが、これは早く裁判を終えて再稼働したい一心だったのでしょう。

高浜原発が再稼働されて事故が起きれば、福井のみならず私の住む京都もたいへんな被曝・被害を強いられます。避難計画もまともにできておらず、30キロ圏の住民が福井県よりも多い京都府には再稼働の同意権すらない。今夏の猛暑でも十分に電気が足りていた中で、経営のためだけに危険な再稼働を強行しようとする関電には、企業倫理が決定的に欠如しています。一刻も早くまともな倫理観を身につけてもらいたいものです。

林裁判長は11月13日にも審尋を設定し、これまで提出された数百点もの証拠をきちんと吟味して決定を出したいと話されました。原発再稼働を許さない、誠意ある決定が出るよう、私も最後まで頑張りたいと思います。

申立人 水戸晶子

やりしていた私の頭はすっかり覚醒した。判事も領きながら聞いていた。でも最後に「双方の考え方にはくい違いがあり、理解が深まるのは困難に思える」というような裁判長の発言があり、ちょっとひつかかった。考え方ではなく、実際に危険性があるかどうか、今日は専門家のみなさんがそれを科学的に証明してくれたのではないだろうか。

裁判長からは来月13日に審尋期日の予告があった。関電は11月に再稼働させるつもりで、この日に仮処分を取り下げる気で来ていたようだが、とりあえず来月の再稼働は阻止出来た！

・・・私は横断幕を持って歩いて歩いただけですが…。こうやって少しでも時間を稼いでいるうちに、安倍政権が終わって、自然再生可能エネルギーが主流になつて、原発なんてもういらない！

なんてことになれば良いのだが・・・

日頃のご支援本当にありがとうございます。

10月8日、福井地裁での審尋異議審に出席してきました。入廷のときにも、多くの支援者の方々から声援をいただき、たいへん心強い思いで地裁に入ることができました。

この日は債権者プレゼンテーションといって、私たち申立人側の弁護士、地震動や原子炉の専門家が裁判官に対して「高浜／大飯原発を動かすことはこんなにも危ないことなのだ」ということを説明する日でした。

最近10年の間に、18基の原発で基準地震動を超える地震が起こったこと。これまで電力会社が安全性を示すために言ってきた計算結果は恣意的に操作できるものだ。といったことなどなど、とても難しい内容でしたが、裁判長をはじめ、裁判官は熱心に、ときにはうなづきながらプレゼンテーションを聞いていました。

裁判の日程については、この日（8日）に終結（裁判官が申立人と関電の話を聞く最後の日）せず、次回の審尋期日の11月13日以降になるということが裁判長から知らされました。その後、関西電力は

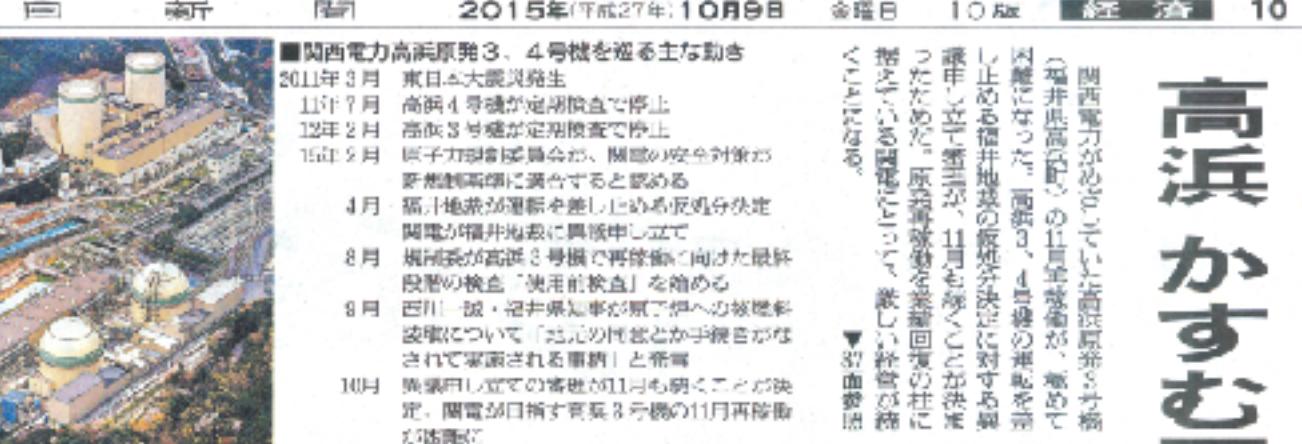
申立人 松本なみほ

10月14日に高浜原発3、4号機の11月中の再稼働を断念したという報道があり、とても嬉しい思いです。

原発再稼働を絶対にやめておきたい！という熱意にあふれた弁護士の皆さん、専門家の方々、そして支援者の皆さんのが居なければできなかつたこの「法による再稼働ストップ」が現実のものとなっています。

関電は高浜の3号機を12月下旬に、4号機を来年1月中旬の再稼働を目指して、使用前検査を受けることを原子力規制委員会に届け出をしたのですが、この高浜異議審で勝利をおさめて、関電が原発再稼働を断念し、再生可能エネルギー普及に力を入れる企業に生まれ変わることを期待しています。

今回の審尋では、全国から専門家の方と弁護士の方が前日に福井入りし、みっちりとプレゼンテーションの練習をされました。支援者の皆さんとのカンパがあったからこそ、こういった綿密な準備ができました。お願ひばかりで大変心苦しいのですが、原発再稼働阻止を勝ち取り、私たちのくらしと未来を守るためにさらなるご支援をどうかよろしくお願ひいたします！



年内も微妙 料金値上げ、進む関電離れ

関電は、東日本大震災後すぐさま原発を止まり、代わりに動力火力、電気の燃費が悪くなることがわかった。2011年3月震災から、2014年3月まで4年連続で純損失に陥った。そのため電力料金は、日本で最も高い回目の電気料金止むに踏み切った。

関電は原発は「安全コストが高いため」とおどり、内閣は「原発の禍」だ。関電の試算では、原発が4カ月も休止すれば、電気料金は「1大月あたり約10円/kWh」で取立てが止む(図)。

関電の四回目の実績は回復基調にある。電気料金の値上げや燃費費の下落など、15年3月1日開設は想定を逸む。10年未満でも撤廃しなくとも「費用削減を図る」などとお墨跡を綴る。ただし、「木造社屋等を改修する」(OMOCHI)責任者(当時)は後悔しないアピレス式の「今期は、貢献の再燃費がまだても黒字化が見込める」と擁護する。

関電にちりて個性づらのが特徴的であるが、関電が「離れて」た。電力小売の

白井化が導入した理由は、企業や自営店の「大口受注」約者が、新電力会社などに開設以外に相談しなくて済むこと。伊藤氏も「既存の開設者と、今度は「離脱」が発生しないか、「耕作」」りたい。 これで、両社とも「開拓」小説の開拓自由だ。一方で、各社が開拓するところが、国際化に開拓は難しくなるのである。そのためには、大阪アントラーズの新電力会社との連携が重要となるのである。「開拓」が進むべきである。